

議事の公表について

平成28年9月1日
事務局

1. 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会(以下「本検討会」という。)の議事は、業務規程第5条第2項に基づき、公表する。
2. 公表は電力広域的運営推進機関のウェブサイトに掲載することにより行う。
3. 本検討会の議事録は、各委員の確認後に行う。なお、議事録には発言者の個人名を記載する。
4. 配布資料は、原則として公表する。なお、個別の事情に応じて、資料を非公表とすかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
5. 本委員会は、原則として公開する。但し、業務規程第5条第2項各号の情報又は個人情報を含む場合その他やむを得ない場合は、座長の判断により非公開とすることができる。

【業務規程】

(広報及び情報公表)

- 第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。
- 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
 - 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
 - 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
 - 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
 - 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に準じた取扱いを行う。